

平成22年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
(安佐北区役所)

- 1 監査意見公表年月日
平成23年2月7日(広島市監査公表第7号)
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成27年11月25日(広佐起第191号)
- 4 監査のテーマ
市有財産の有効活用について
- 5 監査の意見及び対応の内容

未利用地のうち安佐北区役所市民部市政振興課(現地域起こし推進課)所管分の一部(多目的広場(元河戸住宅敷地))について (所管課:安佐北区役所市民部地域起こし推進課)	
監査の意見	対応の内容
<p>未利用地のうち安佐北区役所市民部市政振興課(現地域起こし推進課)所管分の一部(多目的広場(元河戸住宅敷地))について</p> <p>本件市有地への進入路は、幅約1mの里道しかないことから、その活用方法が難しく、かつ、売却も困難な状況となっている。</p> <p>売却も含めた有効活用を図るためには、東側民有地の一部を本件市有地への進入路として地権者から購入することが必要であると考えられる。</p> <p>今後、有効活用を図るため、進入路の確保を含めた利用計画の検討を進めるべきである。</p>	<p>監査の意見を受けて、本件市有地への進入路として東側民有地の一部を本市が取得することについて、平成26年8月に当該民有地の所有者と協議を行ったが、不調に終わった。さらに、平成26年11月には、当該民有地に集合住宅が建設されたため、進入路の確保は事実上不可能な状況となった。</p> <p>一方、本件市有地は、平成18年以降、地元自治会に無償貸付けをしており、西側に隣接する老人運動広場と一体で多目的広場として日常的に活用されており、グラウンドゴルフ場として利用されるなど、地域住民の健康増進やふれあいの場となっている。また、地元からは、毎年、多目的広場として引き続き利用することについての要望が提出されている。</p> <p>以上のように、本件市有地は、地域住民にとって、高齢者の健康増進やふれあいの場として欠かせないものとして定着していることから、今後も引き続き、多目的広場として活用することとする。</p>

平成 2 2 年度 包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
(安 佐 北 区 役 所)

- 1 監査意見公表年月日
平成 2 3 年 2 月 7 日 (広島市監査公表第 7 号)
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成 2 7 年 1 1 月 2 0 日 (広佐建第 4 8 号)
- 4 監査のテーマ
市有財産の有効活用について
- 5 監査の意見及び対応の内容

(1) 未利用地のうち安佐北区役所農林建設部建築課所管分の一部 (元高陽尾和住宅敷地) について (所管課：安佐北区役所農林建設部建築課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>本件市有地への進入路は 4 m 未満の私道であること及び建築するには開発許可を要することから、その活用方法が難しく、かつ売却も困難な状況となっている。更地となって既に 1 2 年を経過しており、このままの状態が続くと、有効利用の可能性は極めて低いと言わざるを得ない。</p> <p>今後売却も含めて有効活用を図るためには、私道である進入路の地権者と購入を含めた交渉を進めるべきである。</p>	<p>本件市有地 (元高陽尾和住宅敷地) は、全 1 2 筆の土地である。</p> <p>そのうちの連続している 1 1 筆の土地 (以下「連続地」という。) については、平成 2 5 年 1 0 月から公募での売払手続を開始した。現在は、広島市のホームページの「土地の販売・貸付情報」へ掲載し、情報提供を行っている。</p> <p>残りの 1 筆の土地 (安佐北区深川二丁目 1 3 8 1 番 2) (以下「残地」という。) は、連続地との間に私有地 (通路として利用) 及び里道を介在した位置にあり、言わば「飛び地」のような状態となっており、また、その私有地及び里道と合わせ、通路としての利用以外に使用用途を見いだすことができない形状の土地である。</p> <p>このため、その私有地の所有者以外の者に残地を売却することは極めて困難であると判断し、当該所有者と残地の売却に向けての交渉を行ったが、当該所有者からは、残地を購入する意思はないとの意向が示された。</p> <p>この結果を踏まえ、連続地が売却された際には、その購入者に対し、残地の購入について働き掛けていくこととしている。</p>

(2) 未利用地のうち安佐北区役所農林建設部建築課所管分の一部（元安佐鈴張住宅敷地）について
（所管課：安佐北区役所農林建設部建築課）

監査の意見	対応の内容
<p>本件市有地は、平成8年に更地となった後、公用又は公共用に供する予定がないにもかかわらず長期間にわたり行政財産のままとなっている。行政財産の用途廃止を行い、普通財産とする必要がある。</p> <p>本件市有地は、現状里道以外に進入路がなく、自動車等の出入りも困難な状況から、公募による売却が難しい土地となっている。</p> <p>今後もこのままの状態が続くとすると、維持管理費用のみを要し、経済性に欠けることから、早急に地域に必要な公共用施設の用地としての活用を図るか、あるいは隣接地権者などに売却をするなど、積極的に有効活用を検討すべきである。</p>	<p>監査の意見を受けて、平成24年11月に隣接する土地（現況は田）の所有者に購入の意思を確認したが、購入の意思はないとの意向が示された。</p> <p>現状では、公共用施設の用地としての活用も見込めないため、平成26年6月に行政財産の用途を廃止して普通財産とした。</p> <p>現在は、売却又は貸付けによる有効活用を図るため、広島市のホームページの「土地の販売・貸付情報」へ掲載し、情報提供を行っている。</p>